

令和5年度

山梨県内部統制評価報告書

令和5年度 山梨県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定により、「山梨県内部統制に関する方針」に基づく内部統制体制の整備及び運用状況について、次のとおり評価を実施しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「山梨県内部統制に関する方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき、令和2年度から「財務に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行ってきました。

内部統制体制の整備については、「内部統制推進会議設置運営要綱」に基づき、各部局次長等で構成する内部統制推進会議において、内部統制に係る知事の意識を共有するとともに、全庁的な取組を推進しました。

また、各部局内に部局次長、所属長で構成する内部統制推進部会において、部局内での情報共有や取組の推進に努めました。

内部統制の運用については、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁的な内部統制の有効性評価を行うとともに、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、当該リスクを防止するための規定の整備、日常業務を通じたリスク対応策の運用状況等を評価しました。

2 評価手続

令和5年度を評価期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

具体的には、様式1「全庁的な内部統制評価シート」により、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁共通となる内部統制の有効性を評価しました。

また、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、リスク対応策の策定、実際の運用状況、発生した不備の内容や改善状況等の評価を行いました。

3 評価結果

財務に関する事務に係る全庁的な内部統制については、規定の不備はなく、有効に運用されていると評価しました。

各所属の業務レベルにおける内部統制についても、概ね有効に整備・運用されたと評価しますが、「4 重大な不備の是正に関する事項」に記載の事案については、重大な不備があるものと評価いたします。

なお、当該不備については、既に再発防止策を講じており、関係所属が連携の下、適正な事務の執行に取り組んでおります。

<各所属の業務レベルにおける内部統制の結果>

リスク対応策数	2,264件
発生した不備	34件
うち重大な不備	2件

4 重大な不備の是正に関する事項

・国交付金に係る不適切事務処理事案

中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所（以下「執行所属」という。）において、デジタル田園都市国家構想交付金に関し、当該事業が国からの交付金を活用した間接交付金事業であるとの認識がなかったため、年度内に完了検査を行ったものの、事業者への支払いは出納整理期間内に行えば良いものと誤認した結果、当該交付金額の一部を請求できず、国からの交付金収入が2,000千円減少し、減少分に対して県の一般財源を充当した事案が発生しました。

本事案については、国交付金を歳入とすることができなかったことによって県の財政的負担が生じたことに加え、県の事務執行に対する県民の信頼を失墜させたこと等の状況に鑑み、重大な不備事案と評価します。

当該事案の是正措置として、間接交付金事業については年度内に支払いを完了するよう、今後経理を担う事業担当課と執行所属の連携を強化するとともに、執行所属においては年末に自己点検を行うことで進捗管理を徹底し、また、事業担当課において、事業完了の定義及び支払完了期日を県の要綱上に明記することとしました。

また、同様の事案の再発防止のため、補助金交付事務の手引き等に、間接補助事業等の実施にかかる留意事項を記載いたしました。

令和6年8月13日 山梨県知事 長崎 幸太郎